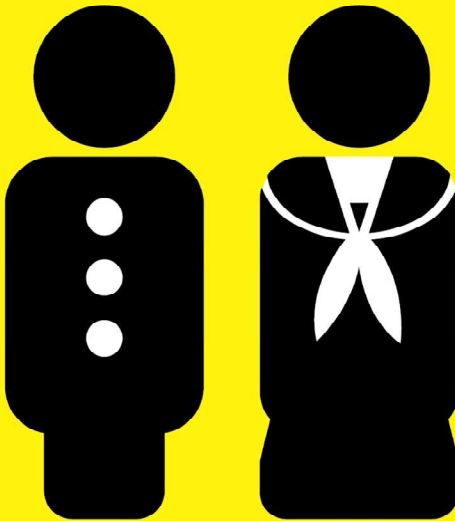


消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！

『オンラインスクールの契約金額が高額で、「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りてくるよう言われた』、『大学などの先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ』など、**借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口**に関するトラブルが、10～20歳代の若者を中心に増加しています。

投資や副業等で「みんな借りている」、「すぐにお金を取り戻せる」と言われ、「お金がない」と断ったとしても、**借金やクレジット契約を勧められ、強引に契約をさせられたり、職業や年収等について嘘をついて借りるよう指示する手口**もみられます。

大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。

- ・相手の話をうのみにせず、**借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払わない！**
- ・断る際は、「**お金がない**」ではなく、「**いりません**」とはっきりと断る！
- ・**嘘をついてまで借金をしない！**

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設WEBサイト



開設しました！
ぜひご覧ください

徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階
TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

